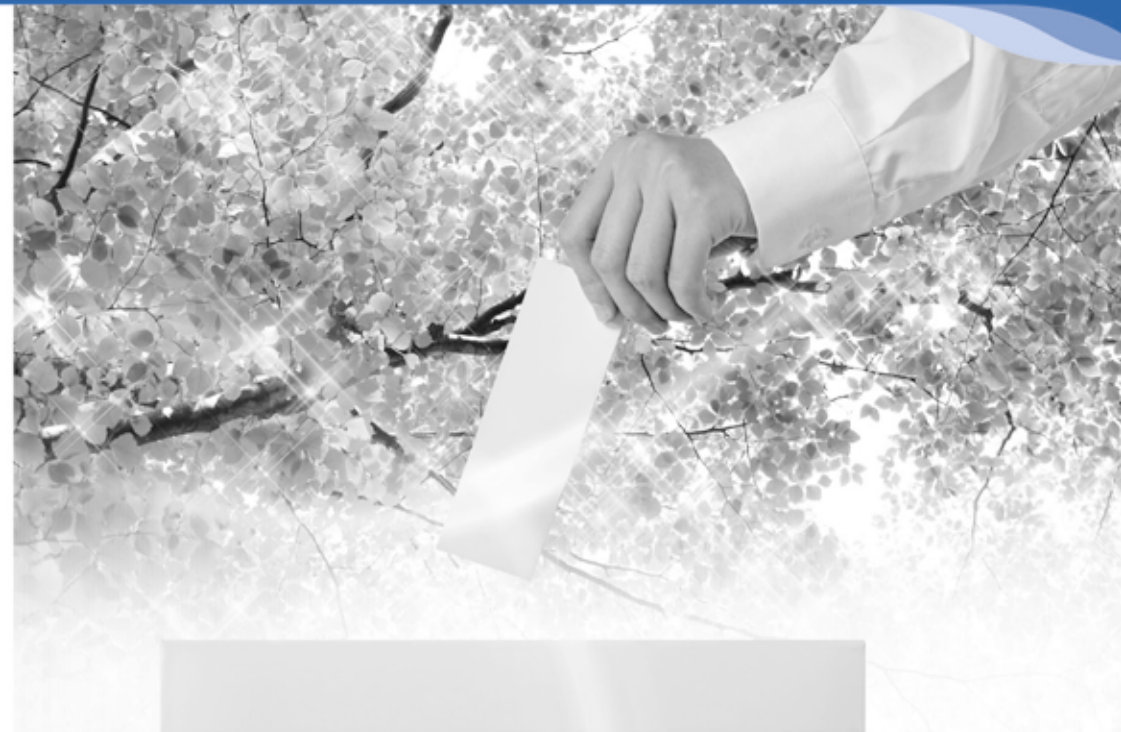


4月7日(日)は、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の投票日です

「鳥取県知事選挙」、「鳥取県議会議員一般選挙(西伯郡選挙区)」の2つの選挙が行われます。みなさん投票に行きましょう。



投票できる方

平成13年4月8日以前に生まれた方(満18歳以上の方)で、平成30年12月28日以前に伯耆町に住民登録の届出をした方

投票の方法

投票日当日に、投票所で投票するか、当日都合の悪い方は次の方法で投票してください。

期日前投票

期日前投票所を設置しますので、投票日に投票できない方はご利用ください。

【設置期間】

鳥取県知事選挙
3月22日(金)～4月6日(土)

②確認を受ける場合

投票所に申請書がありますので申し出てください(確認には、15分程度かかります)。

県外転出の場合

選挙期日の前日までに県外に転出した方は、投票できません。ただし、転出前に期日前投票を行うことは可能です。

不在者投票による投票

■指定病院・老人ホームなどからの投票

不在者投票施設に指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば、申し出によってその施設で不在者投票ができます。詳しくは、それぞれの施設にお問い合わせください。

■町外での投票

投票日に、町外に滞在して投票所に行けない場合は、不在者投票の期間内(期日前投票と同じ)に滞在地の選挙管理委員会ですら投票ができます。この場合、あらかじめ伯耆町選挙管理委員会事務局へ投票用紙などの請求をする必要があります。

投票所入場券

投票所入場券(ハガキ)は、鳥取県議会議員一般選挙の告示日に合わせ、3月29日(金)に発送をします。

投票所へ入場券を持参し投票してください。なお、入場券が届く前や紛失された場合でも本人確認をし、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。

鳥取県議会議員一般選挙
3月30日(土)～4月6日(土)

※選挙の期日が異なりますので、両方の選挙を同時に投票できるようになるのは、3月30日(土)からです。それまでは、鳥取県知事選挙しか投票できません。

「じかん」 8時30分～20時

※土日も期日前投票をすることができます。

「ところ」 伯耆町役場本庁舎、溝口分庁舎

■郵便による不在者投票

4月3日(水)までに、伯耆町選挙管理委員会に郵便投票の請求をすれば、自宅から郵便により不在者投票ができます。※投票前に「郵便投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

郵便による不在者投票ができる方

●身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次にあてはまる方

障害の部位	障害の等級	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級	特別項症～第2項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級～3級	特別項症～第3項症
免疫の障害	1級～3級	
その他	障害が上記の障害の程度に該当することにつき、知事が書面により証明した方	

●介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護5」の方

転出した方の場合

県内転出の場合

平成30年12月7日以降に県内転出した方で、伯耆町の選挙人名簿に登録されている方(新住所地で登録されている方を除く)は、伯耆町で投票することができます。

ただし、投票の際には①住所移転に係る証明書(引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書)の提示又は②引き続き鳥取県内の区域内に住所を有する旨の確認を受ける必要があります。

①住所移転に係る証明書を取る場合

伯耆町で証明書を取る場合、伯耆町役場住民課又は分庁総合窓口課で3月22日(金)以降に証明書をお取りください。

【証明書発行窓口開設時間】

窓口	期間	時間
住民課(本庁舎)	平成31年3月22日 ～平成31年4月7日 ※土・日も開設します。	8時30分 ～20時
分庁総合窓口課(分庁舎)	平成31年3月22日 ～平成31年4月5日 ※土・日は除く。	8時30分 ～17時15分